

# 公害弁連ニュース

**No.  
184**

全国公害弁連連絡会議

2018年2月28日

熊本中央法律事務所

熊本県熊本市中央区京町2丁目12番43号

TEL: 096-322-2515 FAX: 096-322-2573

## 巻頭言

### 談合事件から見る環境問題や公共事業

代表委員

弁護士 関島 保雄



#### 1 リニア新幹線工事と談合報道

昨年末、リニア中央新幹線工事に関するスーパーゼネコン4社（大成、鹿島、清水、大林）による談合事件に東京地検特捜部の強制捜査が入り、リニア中央新幹線問題が一躍世間に注目されることとなった。

私は、リニア中央新幹線訴訟の弁護団共同代表として、国土交通大臣のリニア新幹線工事計画の認可の取消を求める訴訟に取り組んでいるので、この問題に重大な関心を寄せている。

#### 2 3兆円の国費投入

ところで、リニア中央新幹線は、JR東海が、東京大阪間の工事費約9兆円を全額自己負担すること、大阪までの工事の完成は2045年という予定であった。ところが、2016年の国会で、鉄道建設・運輸施設整備支援機構法を改正して、大阪

までの工事を8年前倒し2037年までに大阪まで開通させるという口実で、国がJR東海に同機構を通じて、超低利（年0.8～1%）で30年据置という破格の条件で3兆円を融資することになり、既に3兆円が2016年と2017年に融資された。3兆円という公的資金が投入されたことで、実態は国の公共事業である。国の工事と同様に談合罪や入札妨害罪とみるべきだし、談合各社には工事指名停止等の措置をとり公共事業から閉め出すべきだと考えている。

#### 3 リニア新幹線計画自体談合そのもの

リニア中央新幹線計画自体が、大手ゼネコンとJR東海、国土交通省による談合によって仕組まれた工事とみるべきである。

リニア中央新幹線の計画は2007年にJR東海が東京大阪間の工事費約9兆円全額を自己負担で建設することを表明したことから計画が具体的に

進み始めた。

2011年5月、国土交通省は、東京大阪間の中央新幹線は、リニア方式で、南アルプスルートを採用する中央新幹線整備計画を決定し、JR東海を建設主体、営業主体とする旨決定すると共にJR東海に建設を指示した。その後2011年6月から2014年8月までの間にJR東海は東京名古屋間の環境影響評価を行い、2014年10月26日に国土交通大臣はJR東海に東京名古屋間の工事計画の認可を行った。特にJR東海の環境アセスは、作られる施設の具体的内容を一切明らかにしない欠陥アセスである。沿線自治体特に県知事、都知事からの意見は、施設の規模程度内容を明らかにするようという意見が多く、住民の意見も同様であった。しかし、JR東海はこれらの要求を無視して、環境アセス法には施設を特定せよとは書いていないなどと嘯いている。

ところが、談合事件の報道によると、既に南アルプスルートに決定した2011年5月以前から、工事個所の特定など詳細な情報がJR東海からゼネコンに流され、スーパーゼネコン間で調整が行われ、工事区間を4等分にするような工事費の取り合いが2014年には成立していたという実態が明らかになった。

国民に対しては、リニア新幹線ルートも、工事内容も、勿論工事個所も決まっていなとして明らかにしない段階で、JR東海の内部では工事計画の詳細な内容が決められ、その情報がゼネコンに流れていたことになる。まさに国民にも国会にも情報を知らせないまま、JR東海、国土交通省、ゼネコン間で巨大なリニア新幹線計画が談合によって進んでいたのである。JR東海の名誉会長の葛西敬之は安倍首相の応援団長を自任し親しい関係である。財政投融资の3兆円投入計画も、政府とJR東海間で早い段階から進んでおり、ゼネコンもその資金投入を当て込んでいた可能性が高い。

## 4 公共事業と談合の実態

スーパーゼネコンの談合による公共事業費の独占は、東日本大震災による復興事業、福島原発による除染事業、オリンピック事業等巨大な公共事業ではよく指摘されている。

東日本大震災で被災した高速道路の復旧工事を巡る談合事件では2016年に公正取引委員会は道路舗装会社20社に排除命令、11社には約14億円の課徴金を課した。

また、福島原発復興事業の除染事業は全体で5兆円を超えると予測されているが、スーパーゼネコン4社で入札を分け合っているのは談合しているからだと言われている。

また東京五輪の競技場工事受注企業14社中12社に都幹部が天下りし落札率は99%と談合が疑われている。

## 5 環境破壊を闘う立場から 談合問題を見る

談合問題は、工事費の分配利権の側面のみが強調される。そのため談合事件の捜査が終了すると国民は事件が終わったと見てしまう。

しかし、談合問題の本質は、税金の使い道が歪められることにある。不必要な工事、環境保全を考えない工事が、ゼネコンの利権を優先するあまり、横行している。

その結果、税金が無駄な工事に使われ、本来必要とされる福祉や教育などの弱者と言われる人々への配分が疎かになる。そればかりか、国債の発行により国の負債の増加は将来世代へ負担を無責任に押しつけているのである。

このような悪循環を断ち切るためには、無駄な公共事業の実態を具体的に明らかにし、情報公開を駆使して国民に正しい情報に基づく判断を求

め、環境アセスの違法性を指摘することで、間違っ  
た事業の取消を求める等の闘いを強化するしか無

いと考える。

### 【特別報告】

## 伊方原発差止仮処分・広島高裁決定 —その成果と課題

伊方原発運転差止広島裁判弁護士  
弁護士 中野 宏典



### 1 はじめに

2017年12月13日、広島高等裁判所において、2018年9月30日までの期限付きで、伊方原発3号機の運転を差し止める旨の仮処分決定がなされた。本決定は、高裁レベルで初めて原発の差止めを認めた点、特に火山事象に対する安全性が欠如していることに着目して差止めを認めた点で極めて大きな意義を有するものの、原発に求められる安全性について、高度のものを要求していないと考えられる点、地震等火山以外の論点について危険性を認めなかった点、差止めについて了解困難な期限が付された点などで、問題も多い。本稿では、本決定の成果と課題について簡単に紹介することとしたい。

### 2 成果

本決定の最大の意義は、何よりも高裁レベルで初めて原発の差止めを認めた点であろう。福島第一原発事故以前に、行政事件として、高速増殖炉もんじゅの無効確認判決があるが（名古屋高裁金沢支判 H15.1.27・判時 1818,3）、民事事件では史上初の判断であり、また、定期検査中とはいえ、現に稼働している原発を実際に止めたのも、高裁

レベルでは初である。社会に与えた影響という点で、その意義は極めて大きい。

また、火山事象に対する安全性の欠如を認めた点でも大きな意義を有する。火山事象に関しては、①設計対応不可能な火砕流に対する安全性と、②設計対応可能な火山灰に対する安全性とが争点とされたが、本決定は、そのいずれについても本件原発の安全性が欠如していることを認めた。①については、阿蘇で過去最大規模の噴火が起これば本件原発への影響が十分小さいとはいえないと認定し、原規委が行った火山影響評価の具体的基準（火山ガイド）への適合性判断が不合理であると断じた。②については、やはり事業者が阿蘇における大規模噴火を想定していないことを指摘し、本件原発敷地に事業者の想定よりも多くの火山灰が降下する可能性があるとして、安全性の欠如を認めた。

もっとも、火山事象に対する安全性については、これまでの裁判でもその問題が指摘されていた。これまで、原発において火山事象が問題とされたのは、本決定のほか、i 川内原発に関する鹿児島地決 H27.4.22、ii その即時抗告審である福岡高裁宮崎支決 H28.4.6、iii 伊方原発に関する広島地決 H29.3.30、iv 松山地決 H29.7.21 の5つがあるが、このうち、ii iii ivの決定で、火山ガイドの定めは

不合理との判断がなされていたのである。ただ、これら3事件では、原規委の策定した基準が不合理であるとの判断にもかかわらず、これを基に審査された原発の安全性には問題がないという判断がなされていた（そのため仮処分が認められてこなかった）。本決定はこれらの判断の延長上にあるものであって、これまでの論理の不整合を正し、差止めを認めたものといえる。実質的に見れば、住民側の4勝1敗という状況にあるという事実は、もっと注目されてよいのではなからうか。

なお、火山ガイドは、本決定の翌日である2017年12月14日に改定されているが、この改定は気中火山灰濃度の評価の誤りを是正したものにすぎず、火砕流に対する危険性と火山灰の層厚（量の多さ）については、依然として不合理性は治癒されていない。

### 3 課題

本決定の最も大きな問題は、原発に求められる安全性の程度について、高度のものまで要求していないと考えられる点である。この点については、従来の裁判例で、「社会通念上無視し得るか」という曖昧不明確な基準が用いられてきたが、本決定は、「最新の科学的、技術的知見を踏まえて合理的に予測される規模の自然災害」について対策をすればよく、これを超える災害については重大事故対策の強化がされたことにより、「社会通念上無視し得る」とした。

しかし、「合理的に予測される」という基準もまた曖昧不明確ではないかとの疑問が依然として残る。現に、本決定は、権威ある見解のみが「合理的」なものであり、科学の不確実性を踏まえた保守的な判断を放棄している。福島第一原発事故の教訓は、「自然災害大国の日本では、想定外の災害が起り得る」ということではなかったか。

不確実性を踏まえ、保守的な見解をも考慮した判断がされなければ、原発による深刻な災害が「万が一にも起こらない」とはいえない。「合理的」の具体的な内容について、今後さらなる議論が必要である。

このことは、地震等火山以外の争点における判断に直接的に影響していると考えられる。例えば、基準地震動の策定において、本決定は、地震調査研究推進本部の定めた強震動予測手法（いわゆる「レシピ」）を過度に信頼し、不確実性を無視して判断がされた。もっとも、事業者の想定は、レシピにすら違反しているものもあったが、これらについても不合理とはいえないとされた点は、不可解としか言いようがない。

仮処分に期限が付された点も奇妙である。決定からわずか9か月の間に、火砕流や火山灰に対する対策が立てられるはずがない。本決定は、本訴における証拠調べの結果、異なる判断がされる可能性があることを根拠として挙げているが、本訴においては主張整理すら終わっていない状況である。9月までに証拠調べが行われる可能性は絶無である。

### 4 結語

このように、本決定は、現実に原発を停止させた意義は大きいですが、司法審査として十分なものといえるかについては疑問も多い。筆者は、代理人として活動していたが、率直に言って「勝った」という喜びは湧かなかった。今後、本決定が誤った方向に引用される可能性も多分にある。今後とも、気を引き締めて闘っていかなければならないと感じている。

# 裁判官の異常な併合拒否の態度にレッドカードを

ノーモア・ミナマタ第二次東京訴訟弁護団  
弁護士 遠藤 健一

## 1 訴訟の経緯

ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟は、2013年6月の熊本地裁への提訴以来、新潟地裁、東京地裁、大阪地裁へと順次提訴され、現在の原告数は、熊本では1312名、新潟では136名、近畿では130名、東京では76名となっています。水俣病の公式確認から61年が経過した現在でも、取り残されてきた全国の水俣病患者が被害者の全員救済を求めて立ちあがっているのです。

このうち東京訴訟においては、2014年8月に第1陣18人が提訴して以来、第4陣まで合計67人の原告が提訴の度に東京地方裁判所民事10部に順次併合され、みな一緒に裁判を闘ってきました。

ところが、2017年4月、第5陣原告9名の提訴を行ったところ、民事10部の鈴木正紀裁判長が、第5陣の事件を第1陣から4陣までの事件に併合することを拒否したため、第5陣の事件が第1陣から4陣までとは違う別の部で進められてしまいかねない状況が生まれました。

## 2 総論段階では併合審理が原則

現在、総論の主張立証段階、すなわち原告に共通する論点（曝露、疫学、病像（症候）など）についての主張立証を行っている段階であり、各原告の個別事情の主張や立証を行っている段階ではありません。第5陣原告も、総論としての争点は

同じです。

したがって、訴訟経済の面から見ても、紛争解決の一回性の面から見ても、口頭弁論の併合は当然認められるべきです。大規模訴訟における迅速審理のための研究である「大規模訴訟の審理に関する研究」（司法研修所編・法曹界）においても、「総論段階の立証の段階で審理が遅滞しないと思われるときには追加訴訟を併合するのが相当である」（97頁）とされていて、本件の併合拒否は、この指摘に真っ向から反しています。

## 3 裁判所が原告を分断することは許されない

現在の被害者の置かれている状況や、被害の実態を明らかにするためには、できるだけ広範な被害の集積が必要です。

また、国や企業に対し、公害被害者・薬害被害者は、少ない資力と限られた時間・労力で困難な裁判を遂行しており、圧倒的に不利な立場にあります。併合が認められず、複数の訴訟を遂行しなければならないことになれば、公害被害者・薬害被害者がさらなる不利益を蒙ることになります。

まして、水俣病の歴史は、被害者切り捨ての歴史です。行政や加害企業による被害をできるだけ小さくしようとする様々な策動に対して、訴訟を通じて少しずつ被害救済の幅を広げてきたというのが水俣病の歴史なのです。今回の併合拒否は、

裁判所が今度は分断する側にまわろうという姿勢を示したといえ、到底許されません。

#### 4 原告の言葉に全く耳を貸さない 裁判所の異常な態度

2017年10月20日の第15回口頭弁論において、裁判長から第5陣を併合しないとの発言があり、それに対して、原告側は次回までに裁判所に併合を求める書面を順次提出するので、それを読んで再考することを求めました。

この期日後次の期日までの間、第5陣はもちろん、第1陣から第4陣までの原告団も含めて原告団全体が一体となり、支援連とも協力し、毎週裁判所に対して第5陣を同一手続きで審理するように要請する手紙や書面の提出行動を行ないました。5陣の併合を求める団体署名は、わずかな期間にもかかわらず、約350筆も集まりました。

迎えた2018年1月17日の第16回口頭弁論期日において、原告らは、第5陣提訴事件を基本事件に併合しない理由を、裁判官に再三問いました。しかし、鈴木正紀裁判長は「理由を言う必要はない。」として一貫して理由を明らかにせず、原告団長や原告代理人の発言を、「併合に関することなら聞く必要はない。」「話す内容はわかって

いるのもう結構です。」とし、「発言禁止」と声を発して、発言さえさせませんでした。

#### 5 裁判所の意図

法廷では鈴木正紀裁判長は、併合を認めない理由を明らかにしませんでした。平成29年5月24日に行われた進行協議で、併合しない理由について、「提訴が遅かったからではない。当部の状況から」併合できないと説明しました。「当部の未済事件の状況、今後の推移、新件の推移を見ると、9名を併合して判決で応答するのは、裁判長が主任で判決を書かない限り厳しい。部の状況から、併合して事実認定して判決を書くのは無理」、「当部は、未済が地裁の中で多い。それもあって古い事件を和解、判決で一生懸命対応している。この9人（第5陣原告9名）は取れない。時期が遅いとかは考えていない。」という趣旨を述べていました。裁判所の都合のみを考えた併合拒否なのです。

#### 6 忌避の申立

鈴木正紀裁判長をはじめとする裁判所の態度は、原告ら被害者の救済よりも、裁判所の他の事件処理の都合を優先するもので、真実を解明し公正な裁判を行うことで被害者の救済を図ろうとする姿勢を全く欠くものと言わざるを得ません。

そこで、平成30年1月17日の第16回口頭弁論期日において、鈴木正紀裁判長をはじめとする合議体を構成する3名の裁判官に対して忌避を申し立てました。





おいて忌避の申立は却下されましたが、即時抗告を行い、認められなければ最高裁まで争います。

裁判所が自由に集団訴訟を分断するようなことは、公害訴訟全体に対する挑戦であり、許すことはできません。

なお、公害弁連のメーリングリスト上でも忌避事件代理人拡充のお願いをしております。ご

平成 30 年 2 月 2 日付けで東京地裁民事 20 部に 協力いただければ幸いです。

## 宮崎における基地問題と 現在の取り組み

宮崎新田原基地爆音訴訟弁護団 事務局長  
弁護士 西田 隆 二



### 1 はじめに ～ 宮崎新田原基地の特徴

新田原基地は、宮崎県中央部の新富町（宮崎市から 40 分程度）にある航空自衛隊の基地である。1940（昭和 15）年に旧陸軍新田原飛行場として建設され、主として教育隊としての役割を持っており、戦時中は落下傘部隊、そして特攻隊の基地としての役割も担った。

戦後 1957（昭和 32）年に航空自衛隊操縦学校分校として再開されたが、「操縦学校」という名のとおりに、未熟なパイロットによる墜落事故が頻発した。昭和 61 年には、近隣の西都市で住宅地に墜落し、パイロット 1 人が死亡、民家が焼失するという痛ましい事故が発生しており、周辺住民の記憶に生々しく残っている。部品落下事故も多

く、航空自衛隊全体の事故のうち半数近くがここ新田原基地で起きている。

2007 年に米軍の訓練移転を受け入れ、基地内に米軍用の宿舎が建設され（対外的には隊員用とされる）、以降公式な訓練が 5 回実施されている。ちなみに、ここ数年実施されていなかったが、昨年提訴の報道がなされた以降久々に実施され、今年 1 月にも実施する旨報道され、住民感情を逆なでした（ただこの訓練は「火山活動の影響」という意味不明な理由で中止となった）。

隊員数は約 1800 人であり、所在地新富町の人口が約 1 万 8000 人であるのに対して、その比重は重い。即ち、様々な利害得失が絡み合っており、提訴までの壁となっていた。

新田原基地のホームページによると、「航空自

衛隊唯一の F-15 基本ライセンスを取得できる部隊」を標榜しており、教育隊であるがゆえに、飛行回数、複数機での離陸、離着陸の繰り返し、飛行タッチ&ゴーの多さ等が目立つ。騒音の実態について、基地東側で W 値（うるささ指数）が 84.4、年間騒音発生回数 1 万 9779 回、基地西側の W 値が 84.3、年間騒音発生回数 1 万 7665 回といった報告がある（平成 26 年度：九州防衛局データ）。これらの数値は、従前の裁判例から見て、極めて重い損害と認定されるレベルである。

騒音のひどさを言葉で表現するのは困難であるが、実体験した弁護団の率直な感想は、「騒音」のレベルではなくまさに「爆音」であり、事件名も「新田原基地爆音訴訟」となった。

## 2 地元の運動

これほどの爆音がなぜ今までとりあげられなかったのか。上記のとおり、所在地の新富町における自衛隊の比重の重さである。実に町の人口の 1 割に相当する自衛隊員がおり、家族や縁者を合せると、自衛隊に関係のない人をさがす方が難しいのである。

当然ながら、基本的に「共存共栄」、協力的な土地柄となってきた。防音工事等補償問題に関しては、継続的に議会や区長会などが陳情してきたが、基本的に「共存共栄」のスタンスだった。あまりのひどさに、以前より裁判をしたいという声はあったが、自衛隊の存在の大きさからか、声が広がるというところまでは無かった。

それでも 2015 年 1 月ころより、他の基地訴訟の前進に励まされ、地元で勉強会を開くなど地道な取り組みが始まり、筆者も何度か参加した。

このような中、2016 年 11 月、防衛省が突如コナー（騒音補償区域の内外・補償の程度を定める境界線）の見直しをする旨の報道があり、住民

の不満が爆発した。見直しで特に大きな影響を受ける西都市議会が、「飛行差止めの運動も辞さない」旨の議会決議をするなど厳しく反対の声が上がった。毎年実施される「航空ショー」に来賓として招待されていた周辺 2 市 3 町の首長が参加を拒否するなど断固とした姿勢が示された。

このような流れを受けて、2016 年 12 月、地元住民を交えた弁護団準備会の勉強会を行ない、2017 年 3 月、全国爆音訴訟弁護団事務局長の神谷誠弁護士を迎えて講演会、意見交換会を行うなどし、一気に訴訟の機運が盛り上がった。

このような運動の盛り上がりによって押し寄せ、同年 4 月、防衛省はコナーの見直しを撤回せざるをえなくなったが、それでも提訴の機運は衰えることは無かった。

## 3 提訴に至る経過

2017 年 1 月に正式に弁護団を立ち上げた。全国の爆音訴訟の積みかさねた実績があることもあり、若手弁護士も手を挙げてくれ、現在実働として参加を表明している弁護士が 29 名（うち常任 15 名）にまで達している。常任弁護団 15 名のうち 9 名が 60 期台という清新な構成となっている。

同年 8 月から、合計 23 回の現地説明会を開いたが、常任弁護団で手分けをして毎回参加した。住民の参加しやすさを考え、説明会は土日、しかも夜が基本で、片道 40 分の道程を各々自車を運転して臨んだ。最初の説明会の日、台風襲来のため開催延期も考えられたが、念のため会場に向くと、実に 40 名近くの住民が集まり、思いの強さを感じた。帰途、道路冠水の中決死の覚悟で自宅に帰ったことが思い出される。

住民の強い思いに背中を押され、そして、全国の弁護団、原告団に励まされ、なんとか 122 名の原告が集まり、2017 年 12 月 18 日、宮崎地方裁

判所に提訴できた。米軍が常駐せず、民間との共用もない自衛隊単体の飛行場の基地訴訟としては初めてである。

## 4 今後の決意

訴状提出の際に、横断幕を掲げて行進した様子や提訴後の報告集会で原告らが生々しく語った被害状況が広く報道されたことから、今後さらに広がりを見せることになると思われる。準備を進め

る中で、初めてのことが多く、悩まされることも多い。しかし、「騒音」ではなく「爆音」であることを体験し、このような環境で日夜暮らしている住民がおられることを考えると自然と準備に力が入る。

いよいよ裁判が始まる。6月には追加提訴を予定している。初めてのことがばかりであり、試行錯誤が続くと思うが、住民の強い想いと全国の闘いに励まされながら引き続き頑張りたい。

## 神奈川建設アスベスト訴訟判決と 今後のたたかい

建設アスベスト神奈川訴訟弁護団  
弁護士 西村 隆雄



## 1 はじめに

アスベストは、耐火・耐久性に優れ、加工しやすく安価であったことから『奇跡の鉱物』といわれ、様々な製品に使用されてきた。その中でも、全量輸入に頼っていたそのうちの7～8割が建材に使用され、そのピークは1970年代前半。しかし、その後欧米では肺がん等の危険性から大幅に使用削減がはかられたのに対し、わが国では1980年代後半のバブル期に再度、使用のピークを迎えるなど、諸外国と比べても規制の遅れが著しかった。

このため近年、肺がん、中皮腫、石綿肺のアスベスト疾患を発症する被災者が急増し、とりわけ建設作業従事者は、毎年のアスベスト労災認定者の半数を占めるところとなっている。

こうした中、アスベスト疾患に苦しむ被災者、遺族が、国、建材メーカーを相手どって、2008年

に提訴して以来、全国6地域、被災者650名でたたかわれているのが、建設アスベスト裁判である。

このうちの神奈川建設アスベスト訴訟で、昨年10月24日横浜地裁、10月27日東京高裁において、判決言い渡しがあり、それぞれ国、建材メーカーとともに勝訴する画期的判決をかちとることができた。

これまでに2012年の東京地裁判決を皮切りに、福岡、大阪、京都、札幌と各地裁で五たび連続して、国の責任を断罪する判決が続いており、今回の判決で、国には6連勝、7連勝となり、また建材メーカーに対しても、2016年の京都地裁での勝訴に次いで、二たび、三たびの勝訴判決となり、いずれも高裁段階での初の勝訴という大きな意義を有する判決となった。

## 2 国の責任

国は建設現場における危険性につき認識できたにもかかわらず、防じんマスクの着用義務づけ、危険性と対策についての警告表示・掲示の義務づけを怠ってきた責任を断罪された。

これによって、被災者 75 名中 39 名に対し、2 億 3272 万円（高裁）、同じく被災者 44 名中 32 名に対し、2 億 600 万円（地裁）の賠償を命じられた。

これまでの判決でも個人事業主として労働関係法令の保護が及ばないとして救済を拒否されてきた「一人親方」について、とりわけ高裁判決は、7 名が実質的には労働者であったとして救済を広げたことの意義は大きい。

## 3 建材メーカーの責任

一方、建材メーカーの責任をめぐっては、地裁判決は、全メーカーについて、アスベストの危険性を認識しながら、重篤な疾患罹患の危険性とマスク着用が必須であることの警告を発する義務を負っていたのにこれを怠った責任を断罪。その上で、当該企業の行為が結果を発生させる曝露の蓄積に寄与したといえるかどうかを判断して、ニチアス、ノザワに対して、合計 1 億 800 万円の賠償

を命じた。

また高裁判決は、同じく警告義務違反を断罪し、マーケットシェアと現場数から原告への建材の到達が推認できる場合には責任ありとして、ニチアス、エーアンドエーマテリアル、エムエムケイ、神島化学の 4 社に対して 1 億 4000 万円の賠償を命じた。

このうち高裁判決で、建設作業従事者中、最大の職種である大工 29 名で勝訴できたのは、後述の補償基金制度創設に向けて大きなはずみとなるものである。

あわせて重要なのは、これまで国に対する関係では、労働関係法令の保護が及ばないとして救済を拒否されてきた「一人親方」、零細事業主についても、先の京都判決に続いて、高裁では何と 14 名もの方が、地裁でも 2 名の方が勝訴できたことで、後述の補償基金制度を、「一人親方」、零細事業主をも対象にしながらか創設していくうえで、大変に大きな武器となるものである。

## 4 今後の展望

今回のダブル判決で、国には七たび連続の勝訴判決となり、初の高裁、それも東京高裁での勝訴判決となったことから、国の責任をめぐる司法判

断は揺るぎないものとして確立されたといえることができる。

しかし今回の高裁判決で対象となった被災者 75 名中、既に 56 名の方が命を奪われており、首都圏訴訟全体でみても、被災者の 7 割以上の方の命が奪われている。

それにもかかわらず、国は、この間五度敗訴するたびに、徒に控訴をくり返して、解決を引



きのばしてきた。そして今回も期限ぎりぎりではあったが、やはり控訴上告を行った。

こうした中、今後も解体によるアスベスト曝露は継続し、新たな被害者もさらに続くと見込まれることから、原告をはじめ、私たちは、裁判を契機として、全ての被害者を救済する新たな補償基金制度の創設を強く求めている。

すなわち、「一人親方」、零細事業主も含めた建設作業従事者で、中皮腫、肺がん、石綿肺などのアスベスト疾患に罹患した被災者とその遺族に対して、国、建材メーカー、そして事業主としてのゼネコンが基金を拠出して、訴訟手続を経ることなく、判決の認定基準に従って補償給付を行う制度を、国において創設するものである。

今般のダブル判決をふまえ、多数のマスコミ報道がなされ、とりわけ新聞各紙の社説は、いっせいに国と建材メーカーは早急に救済制度創設をとの論陣を張った。

建材メーカーについてみれば、今回のダブル判決で、賠償義務自体は免れたメーカーも、全てアスベストの危険性と防じんマスク着用の必要性について警告を怠った責任があったことが厳しく指摘されており、今後の判決では敗訴の可能性大で、「明日は我が身」の状況に追い込まれている。

こうした中、判決をふまえた被告メーカーとの交渉の中でも、国から基金制度創設について話ができれば検討するとの回答が目につくようになってきている。

今後は、3月14日に東京高裁10民判決、また2月9日大阪高裁京都ルート、3月22日大阪高裁大阪ルートの各結審が予定されており、福岡高裁もこれに続いている。

こうした流れをバックに、来る通常国会の審議で国を追い詰め、全面解決を迫っていく、今年はまさに正念場の年となってきている。

## 【若手弁護士奮戦記】

# 弁護士1年目の弁護団活動記

福島原発被害首都圏弁護団

弁護士 櫻田 晋太郎



## 1 弁護団入団まで

福島原発被害首都圏弁護団（首都圏弁護団）は、避難区域の内外を問わず、東京電力福島原発事故の被害者に対する謝罪と被害回復（生活再建に合った完全賠償、原状回復）を目的として、東京・千葉をはじめ首都圏の弁護士で結成した弁護団である。まずは、私が当弁護団に入団することになった経緯から述べたい。

私は、震災後、陸前高田市のボランティアに参加し、また、ロースクールは東北大学だったこともあり、震災や福島第一原子力発電所の事故による被害については、普段から考えさせられることが多かった。そのため、弁護士1年目から、福島原発被害首都圏弁護団の入団を希望した。私が縁あって、所属することになったオアシス法律事務所の中川素充先生は、森川清先生とともに本弁護団の共同代表を務めているため、入団はごく自然

な流れだった。

## 2 弁護団での最初の大仕事

私の尋問デビューは、東京地裁の103号法廷、いわゆる大法廷だった。

確か、私の記憶では、2017年1月に初めて弁護団会議に出席したときは、各個別原告の証人尋問のリハーサルだった。裁判では、個別立証の大詰めを迎えていた。各弁護士と原告が打ち合わせをして、尋問の練習をしてきた成果を弁護団員の目前で披露し、フィードバックを受けるというものだった。私は、個々の原告のことは知らないの、裁判官の視点に一番近いということで、リハーサルでは、裁判官役となった。非常に議論が活発で、私にとっては、ほぼ完璧とも思われる尋問に対してもバシバシ団員から指摘が入っていたので驚いた。そのときは、まさか、その1ヶ月後に自分が、大法廷に立ち実際に尋問を行うことになるとは思ってもよらなかった。

私は、指導担当の山川幸生先生の指導のもとで尋問を担当することになった。私の担当は、都内から老後の余生を楽しもうと自然豊かな田村市都路町に移り住み、長年の夢であった有機農法による自給自足を楽しんでいた方だった。証拠では、大切にしていた畑が除染のための砂を大量に入れられてしまい、使い物にならなくなっている状況、こだわって建てた家の雨樋や庭先の線量が、40000ベクレル/m<sup>2</sup>で放射線管理区域と同レベルの汚染となっている状況、当時大切に育てていた農作物の農業日記などがあった。その原告は、今では、都内の狭いアパートの1室に避難し、当時の生活とはかけ離れた生活をしてきた。私は、打合せを通じて避難者の人生被害を目の当たりにした。

尋問当日は、当日の尋問事項の修正や、示す証

拠の変更などもあり戸惑ったこともあったが、思ったより緊張することなく尋問を終えることが出来た。相手からの反対尋問に対する補充尋問も何でもいから必ず行くと決め、それも実行することができた。山川先生のご指導と、何回も打合せにつきあって頂いた原告の尽力のおかげであったと思う。

尋問後に原告の方から、思っていることを全て話せましたと言われ、とてもホッとした。

## 3 個別損害立証のための土壌汚染調査

東電や国は、モニタリングポストで測る空間線量に基づき、基準以下の線量であることをしきりに主張するが、人の生活に一番近い土壌の汚染具合を調べると、避難区域外であってもとんでもない数値がでることが分かってきた。そこで、週末に、実際に避難区域外の郡山市、いわき市、福島市にまで行き土壌汚染調査を行った。避難区域外であっても、子供が普通に遊んでいる公園や広場から、管理区域相当の汚染が確認された。まさかここまで酷い状況とは、想像もしなかったとともに、実際に現地に足を運ぶことの重要性を再認識することができた。

## 4 専門家証人尋問と最終準備書面作成

個別の班では、責任班となった。具体的には、原発事故についての国の過失を立証するための専門証人の尋問事項の作成及び最終準備書面の事実経過の作成を担当させて頂いた。ポイントは、国の結果回避可能性であった。国は、「想定外の未曾有の災害」「コスト論」「原子炉建屋内の荒廃」等を主張し、全電源喪失は防ぐことが出来ず原発事故の結果回避措置は不可能であり過失はないと主張していた。

しかし、専門家証人のヒアリングを度々重ねる中で、全電源喪失対策として、直流バッテリーの準備など直流電源を確保し、可搬式交流発電機の準備など交流電源を確保し、水中ポンプの準備など最終排熱系を確保する方策を行い、さらに全電源喪失状態を想定した訓練を行ってさえいれば、本件事故に際しても原子炉を冷温停止に至らせることができたことがわかってきた。一度被害が生じれば、この度のような不可逆かつ甚大な被害が生ずるのであるから、その程度の対策はしかるべきであろう。

平松真二郎先生を始め責任班のメンバーの議論のレベルは本当に高く、ついていくのに（ほぼついていけてなかったかもしれないが）必死だった。そもそも原子力発電の構造を学ぶというところからの出発だったが、次第に少しずつ議論に加わることができるようになり、尋問事項の作成や最終準備書面の一部も任せて頂けた。そして本当に驚きだったのが、この最先端の技術的専門的な議論をし、尋問を行いあの膨大な最終準備書面作成の責任論パートを書き上げたのが、平松先生を中心とする数名の弁護士だったということだ。

## 5 結審と第4次原告の提訴に向けて

無事に最終準備書面を提出し、昨年10月25日

に第3次原告までの訴訟は、結審となった。最終準備書面の統合、提出作業に当たっても、色々なドラマがあったのだが、紙面の関係上、省略したい。今現在は、弁護士2年目になり、第4次原告において二人の担当原告を担当させて頂いている。どちらの原告も、打合せの度に涙を流されており、なんとか力になってあげたいという気持ちにさせられる。

今年の3月16日には、ついに判決が出るので、弁護団会議では、判決までの運動と判決日の持ち方が中心に議論されている。運動を通じて裁判所だけでなく、国の政策にも働きかけていくという集団訴訟でしか味わえない活動である。

## 6 最後に

思うがままに1年を振り返り書き連ねてみたが、この1年の弁護団活動を通じて、先輩弁護士の背中を拝見し、本当に沢山のことを学んだ。私としては、(1)最後まで諦めず仕事をやりきる責任感、(2)第一線に飛び込む勇氣、(3)知っていることより、知ろうと努力することの方が大切なことの3点が特に心に残っている。まだまだ発展途上ではあるが、「依頼者に真に寄り添える弁護士になる」という初心を忘れることなく、2年目も奮闘していきたい。



# 全国の皆様、4月8日第47回総会シンポにご参加を！

公害弁護団連絡会議（公害弁連）事務局長  
 弁護士 板井 俊介

昨年の総会シンポ「福島原発事故賠償訴訟の現段階と課題～群馬判決を受けて」



（日本環境会議との共催）は、昨年3月17日の前橋地裁判決の直後という時機を捉えた企画で、170名超の皆様のご参加を得ました。

その後、9月の千葉地裁、10月の福島地裁での各判決を経て、来る3月15日には京都地裁、翌16日には東京地裁（首都圏訴訟）、22日には福島

地裁いわき支部（いわき避難者訴訟）と3連弾へと続きます。

このような情勢を受け、今年の公害弁連総会シンポでも、これまでの6判決を踏まえ、責任論を下山憲治先生（名古屋大学教授）、損害論を吉村良一先生（立命館大学教授）にご解説頂き、各判決の理論と問題点を総括した上で、これらの判決をテコにした今後の運動についても広く語るシンポジウムを企画致しました。

大きな波が訪れています。全国の皆様、どうぞご参加下さい。

## 公害弁連 第47回総会シンポジウム「福島原発事故 現段階と課題（仮題）」

日時／2018（平成30）年4月8日 午後1時00分（12時30分開場）

場所／プラザエフ（一般社団法人主婦会館）

参加費／無料

主催／日本環境会議・公害弁護団連絡会議

### 【巻頭言】

談合事件から見る環境問題や公共事業

代表委員  
 弁護士 関島 保雄

1

### 【特別報告】

伊方原発差止仮処分・広島高裁決定—その成果と課題

伊方原発運転差止広島裁判弁護士  
 弁護士 中野 宏典

3

裁判官の異常な併合拒否の態度にレッドカードを

ノーモア・ミナマタ第二次東京訴訟弁護士  
 弁護士 遠藤 健一

5

宮崎における基地問題と現在の取り組み

宮崎新田原基地爆音訴訟弁護士 事務局長  
 弁護士 西田 隆二

7

神奈川建設アスベスト訴訟判決と今後のたたかい

建設アスベスト神奈川訴訟弁護士  
 弁護士 西村 隆雄

9

### 【若手弁護士奮戦記】

弁護士1年目の弁護団活動記

福島原発被害首都圏弁護士  
 弁護士 櫻田晋太郎

11

全国の皆様、4月8日第47回総会シンポにご参加を！

公害弁護団連絡会議（公害弁連）事務局長  
 弁護士 板井 俊介

14